制定 平成30年12月27日 市長決裁

(目的)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第32条の規定に基づき 設置する熊本市難病対策地域協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項 を定める。

(組織)

- 第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。
  - 2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。
    - (1) 学識経験者
    - (2) 患者・家族(難病患者団体関係者を含む。)
    - (3) 保健・医療関係者
    - (4) 介護・福祉事業関係者
    - (5) 熊本県難病・相談支援センターその他難病に関する行政機関
    - (6) ハローワークその他就労支援機関
    - (7) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任 を妨げない。

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置く。
  - 2 会長は、委員のうちから委員の互選により選出し、協議会の進行を行う。
  - 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理 する。

(会議録)

- 第5条 会議録には、次の事項を明記する。
  - (1) 会議名称
  - (2) 会議概要
  - (3) 議題及びその内容
  - (4) 意見内容
  - 2 会議録は、次回協議会において承認を得るものとする。

(秘密の保持)

- 第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (事務局)
- 第7条 協議会の庶務は、健康福祉局保健衛生部医療政策課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。